

札幌市西野地区センターの管理に関する協定における費用見直し等に関する 確認書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、令和5年3月10日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市西野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市西野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第27条、第39条及び別表の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和7年4月から令和8年3月までの期間における、清掃に関する労務費の上昇分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金35,000円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年12月25日

（甲） 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



（乙） 札幌市西区西野4条2丁目

札幌市西野地区センター運営委員会

代表者 会長 阿部 貞広

